

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部総務課（毎週火・金曜日発行）

四 次

規 則

○特定都市河川浸水被害対策法施行細則	第109号	(河川課)	1
○愛知県県税規則及び愛知県県税事務取扱規則の一部を改正する規則	第110号	(税務課)	1 2
○愛知県卸売市場規則の一部を改正する規則	第111号	(園芸農産課)	1 2
○風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	第112号	(建設総務課)	1 2

規 則

特定都市河川浸水被害対策法施行細則を以て公布する。

平成十七年十月二十一日

愛知県知事 神田真秋

愛知県規則第百九号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 省令第六条第一項に規定する計画説明書は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（様式第一）のとおりとする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事に係る工事工程表を添付しなければならない。

第三条 省令第六条第一項に規定する雨水浸透阻害行為協議書には、省令第八条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書等）

第四条 法第十六条第一項に規定する申請書は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（様式第一）のとおりとする。

2 法第十六条第三項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書（様式第二）を提出して行うものとする。

3 法第十六条第四項において準用する法第十四条の規定による協議は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（様式第二）を提出して行うものとする。

4 第一項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書には、省令第八条第一項各号に掲げる図書のうち法第十一条第一項各号に掲げる事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合には、省令第八条第一項及び第三項の規定を適用する。

（雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出）

第五条 法第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書（様式第四）を知事に提出しなければならない。



(一) 工程報告

第六条 法第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程に達する日の三日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

一一 地下構造の雨水貯留浸透施設の設置を完了するとき。

一二 その他あらかじめ知事が指定する工程

(二) 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書

第七条 省令第十六条第一項に規定する雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一一 雨水貯留浸透施設の形状を明示した対策工事の確定図(縮尺一千五百分の一以上のもの)

一二 雨水貯留浸透施設の構造の詳細図(縮尺五百分の一以上のもの)

三 その他知事が必要と認める書類

(三) 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書

第八条 省令第十六条第二項に規定する雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一一 雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

一二 工事に着手している場合には、廃止時の当該土地の現況地形図(縮尺一千五百分の一以上のもの)

(四) 検査済証の交付

第九条 知事は、法第十七条第二項の規定による検査の結果当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第十一條の政令で定める技術的基準に適合すると認めめたときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証(様式第五)を法第九条の許可を受けた者に交付するものとする。

(五) 雨水貯留浸透施設等に係る標識の様式

第十条 次の各号に掲げる標識の様式は、当該各号に掲げるとおりとする。

一一 法第十七条第三項に規定する標識 様式第六

一二 法第二十二条第三項に規定する標識 様式第七

三 法第二十四条第一項に規定する標識 様式第八

(六) 立入検査等の際の身分証明書の様式

第十一条 次の各号に掲げる身分を示す証明書の様式は、当該各号に掲げるとおりとする。

一一 法第二十二条第二項に規定する身分を示す証明書 様式第九

二 法第三十四条第五項に規定する身分を示す証明書 様式第十

(七) 書類の経由

第十二条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該行為が行われる区域の属する市町村の長を経由しなければならない。

(八) 書類の提出部数

第十三条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、別表のこととおりとする。

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

別表(第十三条関係)

区分	部数
一 議	正本一部及び副本二部(当該行為を行なう区域が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該区域の数に二を加えた数とする。)
二 法第十六条第一項又は同条第四項において準用する法第十四条の規定による雨水浸透阻害行為の許可の申請又は協議	正本一部及び副本二部(当該行為を行なう区域が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該区域の数とする。)
三 雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更の許可の申請又は協議	正本一部及び副本二部(当該行為を行なう区域が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該区域の数とする。)
四 二の届出及び廃止の届出	正本一部及び副本二部(当該行為を行なう区域が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該区域の数とする。)
三 及び法第十七条第一項の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の完了の届出	正本一部及び副本二部(当該行為を行なう区域が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該区域の数とする。)
四 行為の届出及び廃止の届出	正本一部及び副本二部(当該行為を行なう区域が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該区域の数とする。)
五 第五条の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出	正本一部及び副本二部(当該行為を行なう区域が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該区域の数とする。)

様式第1（第2条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書

設計者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	印 電話									
雨水浸透阻害行為の区域 に含まれる地域の名称										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針										
行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。）内の土地の現況（m ² ）	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面)	ゴルフ 場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野	合計	
								その他		
行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。）内の土地利用計画（m ² ）	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面)	ゴルフ 場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野	合計	
								その他		
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数					
	行為前の流出雨水量				行為後の流出雨水量					
	雨水貯留浸透施設の計画									

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 設計者の氏名（法人にあっては、その代表者氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第2(第4条関係)

雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書

年 月 日

愛知県知事殿

住 所

氏 名
(名称及び
(代表者氏名))

印

電 話

特定都市河川浸水被害対策法 第 16 条 第 1 項 の規定により、雨水
第 16 条第 4 項において準用する同法第 14 条

雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更について 許可を申請
協議します。

雨水 浸透 阻害 行為等 の概要 の変更 に係る 事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地 域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画 の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手 予定日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了 予定日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	年 月 日
	9. その他の必要な事項	
変更の理由		
雨水浸透阻害行為の許可の許可番号	年 月 日	第 号
※受付番号	年 月 日	第 号
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可の許可番号	年 月 日	第 号

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 許可申請者の氏名(法人にあっては、その代表者氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略する
 ことができる。
 3 ※印のある欄は、記載しないこと。
 4 「雨水浸透阻害行為等の概要の変更に係る事項」の欄は、変更をしようとする事項について変更後のものを記
 載すること。
 5 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画の変更については、概要の記述の末尾に「(計画の
 詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
 6 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画
 法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第3(第4条関係)

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

愛知県知事殿

届出者住所

氏名
(名称及び
代表者氏名)

印

電話

特定都市河川浸水被害対策法第16条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号		
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称				
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	新	年	月
		旧	年	月
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	新	年	月
		旧	年	月
	対策工事の着手予定日	新	年	月
		旧	年	月
	対策工事の完了予定日	新	年	月
		旧	年	月
変更の理由				
その他必要な事項				

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第4（第5条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

愛知県知事殿

届出者 住 所

氏 名
(名称及び
代表者氏名)

印

電 話

特定都市河川浸水被害対策法施行細則第4条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事
(許可番号 年 月 日 第 号)について下記のとおり着手しましたので届
け出ます。

記

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日 | 年 月 日 |
| 2 対策工事の着手(予定)年月日 | 年 月 日 |
| 3 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称 | |
| 4 工事施工者 | |
| (1) 住所 | |
| (2) 氏名(名称及び代表者氏名) | |
| (3) 連絡場所 | (電話) |
| (4) 現場管理者氏名 | |

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略する
ことができる。

様式第5(第9条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

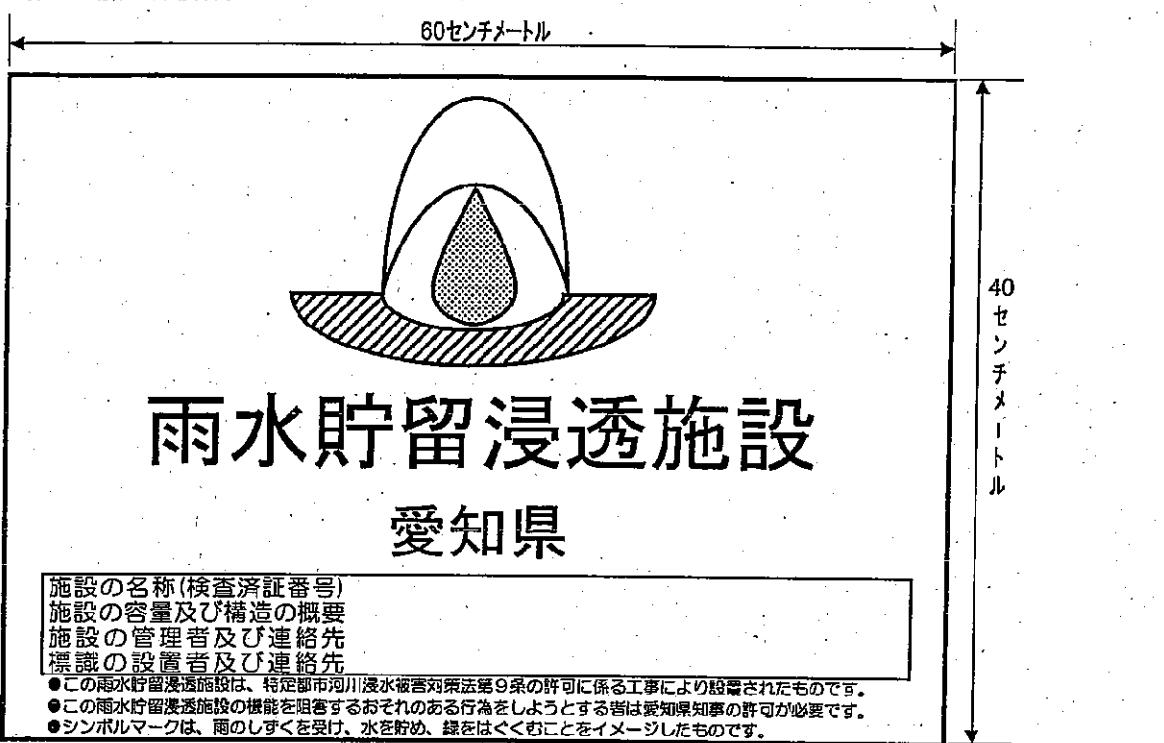
愛知県知事 氏名 印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果特定都市河川浸水被害対策法第11条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許可番号	年月日	第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者の住所及び氏名(名称及び代表者氏名)		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6（第10条関係）



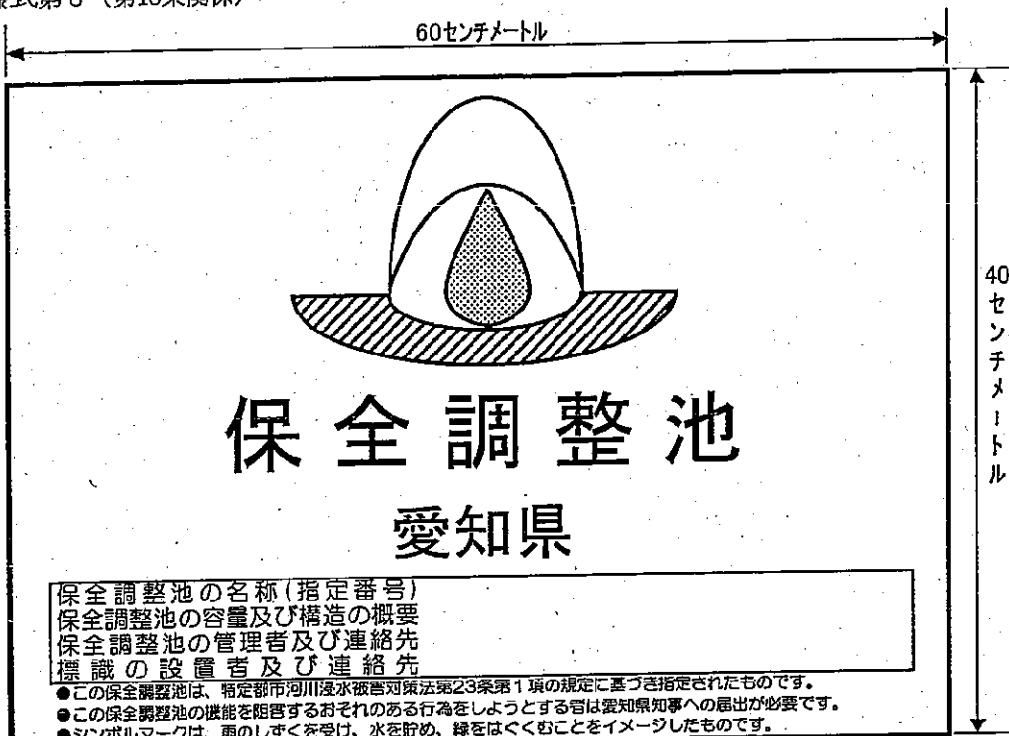
- 備考 1 地色は白色とし、記号の網掛け部分は青色とし、記号の斜線部分は紺色とし、記号の弓形の部分は緑色とし、文字は黒色とする。
 2 設置場所等によりこれにより難い場合は、縦30センチメートル、横45センチメートルとすることができる。

様式第7（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令の公示	
命令を受けた者の氏名	
特定都市河川浸水被害対策法第20条第1項の規定により、 年 月 日付けて を 命じた。	
年 月 日	
愛知県知事	

- 備考 大きさは、縦46センチメートル、横61センチメートル以上とすること。

様式第8（第10条関係）



- 備考 1 地色は白色とし、記号の網掛け部分は青色とし、記号の斜線部分は紺色とし、記号の弓形の部分は緑色とし、文字は黒色とする。
2 設置場所等によりこれにより難い場合は、縦30センチメートル、横45センチメートルとすることができる。

様式第9（第11条関係）

(表)

第

号

身分証明書

所 属

職 名

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第21条第1項の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。

発行年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

愛知県知事 氏 名 印

(裏)

特定都市河川浸水被害対策法抜き

(立入検査)

第21条 都道府県知事は、第9条、第16条第1項、第17条第2項、第18条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。

様式第10(第11条関係)

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第34条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。

発行年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

愛知県知事 氏 名 印

(裏)

特定都市河川浸水被害対策法抜き

(測量又は調査のための土地の立入り等)

第34条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の指定又は第23条第1項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の人の土地を作業場として一時使用することができる。

2~4 略

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6以下 略

備考 大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。